

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### (開催要領)

1 日時 平成 26 年 8 月 19 日（火）15：43～16：22

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

#### <関係省庁>

大谷 太 法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長

#### <事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

### (議事次第)

1 開会

2 議事 公証人の定款認証について

3 閉会

---

○藤原次長 始めさせていただきます。

開業ワンストップセンターの件でございますが、御承知のとおり、これは関係各省またがっておりまして、本来、厚労省、財務省を含めて、それぞれの機能のいわゆる最終受付機能をこのセンターに付与するかどうかということについての議論というのは途中なのですが、その辺のところはまだ整理ができていないということもございますので、八田座長の御指示もあって、きょうは法務省の関係だけ、公証人の関係だけということでお呼びをしております。よろしくお願ひいたします。

それで、公証人制度全般については 2 つございまして、これは、6 月の改訂成長戦略にも書かせていただいたこともあって、全国規模での提案募集を今しているのですが、委員の皆様はもちろん、私ども事務局のほうにもさまざまな御提案、御要望がきておりまして、そのあたり、少し制度の全体の議論もきょうはしていただければありがたいと思っており

ます。

それから、ワンストップセンターに関係した話としては、前回、法務省から公証役場以外のところで仕事をすることというのが区域計画に記載されれば、公証人法の特例というのが認められるというような法律論が主張されたわけでございますけれども、その法律論をそのまま採用すると、特区法上に規制の特例措置というのを掲げる必要というのはそもそもそもなくなりますので、従来の特区法制全体を根本から見直さなくてはいけないという、大変大きな影響のある話だと思っておりますので、本日はそのような理解でよろしいのかどうかというところもあわせて法務省にお聞きしたいと思っております。

そのような問題意識で、ぜひ八田座長のほうからよろしくお願ひしたいと思います。

○八田座長 暑いところをお越しくださいましてありがとうございます。

それでは、前回からのことについての御説明をお願いしたいと思います。

○大谷室長 藤原次長のほうから御紹介いただきました。法令に別段の定めある場合のことと今おっしゃったかと思いますけれども、私ども、前回の説明としては、原則はそんなに重いものではないと。そして、2つ、公証人法の18条2項には例外規定がございますけれども、事件の性質がこれは許さない場合というのに当たるのではないか、また、法令に別段の定めある場合にも当たるのではないかというようなお話を差し上げたところで、法令の別段の定めのある場合のみに特化して議論をしたということではございません。

今のところ、この話、内閣法制局のほうに、前回のおまとめでは、内閣府のほうで御相談されるということだったですけれども、先週の終わりのほうに、法務省のほうで一応聞いてみなさいというようなお話がございまして、この時期でございますので、内閣法制局のほう、なかなか日程が調整ができませんで、きのう、ようやく1度目に行ったと。ただ、そもそもどんな話がされているのかということ自体も御存じないということでしたので、その資料をお渡しして、それからまた電子認証という制度はどんなものですということを御説明した程度で、まだよくわからないので、資料をまたくださいみたいな感じで終わっています。内閣法制局の担当の方がまたお休みに入られるということでございまして、もう少し具体的な検討については時間が必要なと思っておるところです。

以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、原委員のほうから何か質問ありませんか。

○原委員 先ほどちょっとありましたけれども、今回の電子定款の認証の話もございましたし、それから、ほかの提案なんかでももう少し認証制度そのものをより円滑にする、効率化していくことができないのかという話も出てきているものですから、もしそのあたりでこれまで検討されてきてることとかございましたら、教えていただけましたらと思いますが。

○大谷室長 具体的にどのような要望があるか、私も把握はしておりません。私が7月に法務省に参りまして、前任の者が対応していたかと思いますけれども、もともとの話とし

て、面前確認手続を他の機関がするとか、そういうことはどうかという話があったというふうにお聞きしておりますが、それは従来御説明していたとおりでございまして、面前の確認というのは、会社を設立する、法人を設立するにおいて非常に重要な位置づけがあるということだと考えておりますので、それだけ他の機関の方がするというのはちょっと困難ではないかという考え方でございます。

○原委員 もともと、なんでワンストップセンターみたいな話が出てきているかというその根っここのところというのは、ここで挙げられているような、23区内であれば39カ所の公証役場に限られて、そこで公証人さんの認証を受けないといけないという手続が定まっているというところが根っこにあって、これは、従来の規制改革の議論でも、公証人の民間開放を広げていくというような議論がこれまで何度も何度かなされているかと思いますけれども、そのあたりの状況というのは、もし今お聞かせいただける範囲のことがございましたら。

○大谷室長 濟みません、私、民間開放についての議論をよく承知しておりませんで、今、何か具体的に申し上げることはちょっと困難なところです。申しわけございません。

○八田座長 公証人が本人確認みたいなことをするわけですね。しかし、公証人は普通、個人直接ではないわけですから、何か証拠を求めるのだと思いますが、それはどんなふうに本人だということを確認するんですか。

○大谷室長 本人を確認するというのは、たしか規則で定めがあったかと思いますけれども、御本人の免許証等を確認していたのではないかというふうに思います。ちょっと済みません、そのところで事前にお聞きしておりませんでしたので、規則でたしか定めがあったのではないかというふうに思っておりますが。

○八田座長 私は会社をやっていないので、日本で公証人を使ったことはないけれども、アメリカは公証人は至る所でサインの確認でお願いするのですけれども、そのときは大体、そこの組織に属している人で、いつも顔を見ているから、この人だというのはわかるけれども、パスポートとかを使うことが多いんですね。日本も結局、最終的には本人確認、免許証とかパスポートとかでやるのではないかと思うのですけれども。

○大谷室長 本人確認というものと面前確認というのは違う性質のものだと思っておりまして、署名の申請を確認すると、それから、内容、定款であれば定款の内容の法令適合性を審査するというふうになっておりまして、それは両方、公証人が問題ないんだという確認をして会社の設立をするという制度になっておりまして、本人であるということを確認するだけではなくて、署名の真正を審査すると。それまでに得た情報をいろいろ総合して、間違いないかということを確認する手続でございますので、単に免許証を確認するというだけの手続ではないのではないかと思っております。

アメリカの制度と日本の制度はやや違うとございまして、もともと日本の制度はフランスとか大陸法系のものとして、公証人の資格としても重いものが求められていて、法令の適合性審査というのも、アメリカでは単に本人確認のことかもしれませんけれども、内容

についてよく審査しなければならないというふうになっておりますので、そこがちょっと違うかなと思っておりますが。

○八田座長 内容ならば書類審査ですから、目の前でやらなくてもいいですよね。

○大谷室長 内容は、目の前では、確かに事前に情報をいただいて審査をして、最終的に作成者、団体の意思に基づいて作成されているかという署名の真正を確認するために面談確認という手続をすることになっています。

○原委員 それは本人確認をするということですか。

○大谷室長 本人確認もいたしますし、内容をきちんと理解しているかどうかとか、それまでの得られた情報と照らし合わせて、真に団体の意思に基づいて申請がされているかどうかを審査するということでございます。

○原委員 これは代理人が出してもいいわけですから、本人が理解しているかどうかを別にチェックするわけじゃないわけですね。

○大谷室長 代理人を通じて団体申請を審査するということでございます。

○八田座長 結局は面談の必要がどこにあるのかということなんですね。昔は電話もなかったでしょう。明治の片仮名の法律が書かれたときには、電話もないし、テレビ電話もないし、メールもないし、全部変わっているわけですね。そのときでも、面談が、フェース・トゥ・フェースが必要というのは、本人確認というのは何かどこかあるかもしれないから、それはよくわかりますが、書類の中身についての、もし必要なら意見交換とか、そういうことは電話でもできるし、ファクスでもできるし、メールでも何でもできるんじゃないですかね。

○大谷室長 その辺については、現在もそうしておりますし、最終的に内容と署名の真正、両方を確認するということで、なりすましとかがないように、あるいは、脅迫であるとか、設立の無効、取り消しを言われるようなことがないように確認をするというふうに位置づけられているものと考えております。

○八田座長 取り消しがあるというのは、本人と面前でやったってありますよね。要するに、わざわざ公証人役場に行かなければいけないこの効用が、現在の技術の水準から見て、あの明治時代に書かれたものが本当に何が必要なのかということなんです。本人確認というのは、本人確認だから、どこかで顔を合わせなければいけないのかもしれない。それ以外、何が必要なんでしょうということです。

○大谷室長 ですので、内容を事前に得られた情報と照らし合わせて、なりすましがないだとか、脅迫によってされていないかとか、いろいろなことを法律の専門家、専門知識を持っている者が尋問するような形で実際に心証を得て、おかしいんじゃないですかとかいうことが確認できるように面前で手続を行うものだと。

○八田座長 例えば、きょう、秋山さんがいらしたら、秋山さんは随分公証人役場へ行くと言っておられるようだから、いろいろ話をわかっているんですが、大体何分ぐらいやるわけなんですか。

○大谷室長 それほど長くないものが多いと。事前に内容確認をしておりますので、最終的にそれが本人の意思に基づいて、嘱託人の意思に基づいて署名されているものかどうかということを確認するもので、問題がないものはそんなに時間をかからずにやっていると思っております。

○八田座長 建築基準法の建築確認というのは、昔は市役所に行かないとそれをやってくれる人がいなかつたんですね。建築主事というのがそこにしかいなかつたんですが、その後、大改革が行われて、民間でもそういうオフィスを開いていいと。そして、往々にして、それだけじゃないけれども、役所を退職した人や何かもそこで働いて、建築確認業務の民間開放というのを行われて、それはすごく使われているんですね。人々は、市に行ってもいいし、民間の建築確認の所に行ってもいいということなんですね。公証も全く同じ流儀で、かなりの資格を持った方が民間で事業をやればできるんじやないかと思うんですけれどもね。何しろ明治時代の片仮名の法律を今の国際的なビジネスの時代にそのままにしておくというのは、ちょっとおかしいと思うし、こういう特区やいろいろ要請が出ているときがちょうどいい機会で、かなり大々的な変更をする必要があるんじゃないでしょうかね。

○大谷室長 具体的にどのような形で民間の公証人に準ずる形の手続をされるのか、私もちょっと研究不足でわかりませんけれども、現時点としては、公証人という一定の資格がある者がこういう手続を行うことによって、私人と私人との間の権利関係を安定させるという考え方でやっておりますので、それがほかにどのような考え方があるかということは、またどのような御要望があるかということも見ながら検討しなければいけないことではないかなとは思っておりますけれども。

○八田座長 公証人になる資格というのは、例えば裁判官の経験者とか、そういう人がなっているわけですか、大体。

○大谷室長 法曹、弁護士、検察官、裁判官の資格を有している者、それか、それに準ずるような者がなるというふうになってございます。

○八田座長 そういうような場合は、かなり既得権集団になつていかないように注意する必要があると思うんですけども、そういう特殊な仕事をした人たちの退職先としてずっと使われるということにはならないよう努力を法務省としてはされるべきだと思うのですが、どういうふうに競争的条件というのは考えていらっしゃいますか。

○大谷室長 こういう公証という、今の定款のことでもそうですけれども、私人間の法律関係を安定的に運用させていくためには、一定の高度な法律知識を持っている者が必要があるだろうということで、法曹三者もしくはそれに準ずる学識経験がある者という形で任命資格が定められておりますけれども、今、公募制度というのが敷かれておりまして、公募を経て、法曹三者の資格を有する者が手を挙げて、それが任命されることがありますし、遠方にも公証役場はございますので、なかなか手が挙がらないということもあります。そういうときにも法曹三者でない方で法律実務経験が多年にわたってあるという方については、公募がされて、検察官・公証人特別任用等審査会という審査会が

ございますけれども、その審査を経て任命されるという形になっています。

○八田座長 それから、先ほどおっしゃったフランスやドイツでは、これは日本とほとんど同じ運用が今でもされているんでしょうか。

○大谷室長 濟みません、もともとフランス、ドイツが淵源にあるということは承知しておりますが、具体的にどのような制度になっているか、今はちょっと資料がないもので、直ちにお答えできません。

○八田座長 やはり片仮名で書かれた法律でそのままになっていて、そして、一般的には本当に何をしているかわからないと言われるような人たちがそこに一種の集団を形成しているということが非常に広く批判されているわけです。そのような批判に対して反論するためには、少なくとも国際比較が要るんじゃないかと思うんですね。日本だけがなんで今こういうことをやっているのかという批判に対して、ありとあらゆることから答える必要があるのではないかと思うんです。

○大谷室長 私も概要しか聞いておりませんので、フランスとかドイツでも同じように公証人の方々が活動していて、その公証人の方々には一定の高い学識経験を求められていることだけは聞いておりますけれども、具体的にどうかということは。

○八田座長 競争条件ですね。日本は公証人の平均年齢は幾つぐらいですか。

○大谷室長 平均年齢というのは、今、資料はございません。

○藤原次長 何人ぐらいいらっしゃる。500人ぐらいいらっしゃる。

○大谷室長 大体500人ぐらい。

○八田座長 平均的な所得はどのくらいですか。

○大谷室長 平均的な所得という形で我々も把握しておるわけではございません。手数料収入ですけれども、どれくらいかというのは、個人事業者のなものでもございますので、なかなかこの人は幾らみたいな形でお答えしにくいかなと思っております。

○八田座長 もちろん平均ですね。平均というか、メディアンでもいいですけれども。

○大谷室長 手数料でしか収入が得られないという形になっておりまして、費用もかかる。手数料収入を人数で割ると、少し前の数字であったかと思いますけれども、大体月額200万とか250万というのが平均であったかというふうに記憶しております。

○八田座長 それから、年齢的には大体幾つぐらいなんですか。

○大谷室長 平均年齢という形で資料はございませんけれども、70歳が一応退職の年齢になっておりますし、ある程度年齢の高い方がなっているという傾向があるというのは間違いないと思っております。

○八田座長 例えば、40歳まで弁護士を務めたと。その人が公証人になりたいというときは、わりとすっとなれるんですか。

○大谷室長 今までなかなか手を挙げる方が実際におりませんけれども、それは任命の審査をしてなっていただくということになるのではないかと思いますけれども。

○八田座長 500名という定員はあるわけですね。

○大谷室長 そうですね。規則上定員というのは、500名というのが定員ではなかったと。もう少し。

○八田座長 民間開放すると、その枠は外すことができるわけですね。

○大谷室長 民間開放、現に司法書士さんとかの経験者の方もなっておられますので、民間開放していないということはないのですけれども、なかなか実際になる方が少ないというのはそうかもしれません。

○八田座長 いや、民間開放というのは、民間のそういう事務所が経営してもいいと。要するに、そこのそういう資格のある人を雇ってですね。そういうふうにはなっていないわけですね。今のところ、全部公証人役場の中で雇わなければいけないわけですね。だけれども、それは民間のオフィスが公証人役場になればいいですから、同じ機能を果たせばいいですから、民営化することは可能だと思うのですが。

○大谷室長 それは、どのような資格要件を設けて、どういう権限を持たせるか、私も具体的なイメージがわかりませんので、何とも申し上げにくいところです。

○八田座長 でも、今の弁護士さんの40歳の人たちをもっと広く公募して、さっきの建築基準法の建築主事みたいな考え方で、望むならば、民間の所でやってもいいという制度にできるのではないかと思いますけれどもね。建築確認のためには、昔は必ず市役所に行つたんですけども、今は民間の確認機関に行けばいいということになっています。

○原委員 先ほどのお話の中で、ちゃんと理解し切れないのが、高い学識経験があるような人たちというのは、歴史的な淵源もあってそういうふうにされているということだったんですけども、これは具体的な仕事で考えときに、定款の内容のチェックというのは、多分通常であれば、役所の担当のレベルでされるような書面のチェックに近い話じゃないかと思うんですけれども。

○大谷室長 それは、会社法の規制の内容とかを理解して、違法な定款になっていないようにというのは審査をすると。時々、非常に複雑な定款を、大会社とかにはございますし、そういうものも審査をしなければならないというふうには聞いておりますけれども。

○原委員 でも、それは通常役所でそういうチェックをされますよね。担当の人が。法令に沿っているかどうか、適合性のチェック。会社法だけ特殊ですというのがいまひとつぴんとこなくて、なぜこの業務だけそんな高い学識経験が必要なんでしょうか。

○大谷室長 会社法だけではございませんで、公証人の業務には公正証書の作成と、遺言でございますとか、金銭消費貸借で執行文言がついているものとか、そのまま判決と同じように強制執行ができるような効力が発生しますので、それだけ法令の審査というのはきちんとやらなければならないということで。

○原委員 わかりました。だから、基本的には法令の適合性のチェックということですね。

○大谷室長 それが1つの大きな任務でございます。

○原委員 それ以外で高い学識経験だったり、高度な職務経験だったりが求められるとい

うのは何かございますか。

○大谷室長 署名の真正の問題もそうですけれども、よく裁判実務でも署名の、実際にその人が押したかどうかとか、それは印影の照合だけでなく、尋問をするなどしていろいろ聞き出していって、これが御本人の意思に基づいて出されたもの、提出されたものかというようなことを審査いたしますけれども、それと似たようなこと、そういう実務経験を持った方で、怪しいと思うものは、本当にあなたの意思に基づいてやっていますかというようなことを聞いていくということ、そういう意味で法令実務経験が必要なのではないかというふうに思っています。

○藤原次長 事実関係だけ、大変要望が多いのでお聞きしたいのですが、今の公募を始められたというのは、どのぐらい前からなんでしたか。

○大谷室長 平成15年くらいではなかったかと思います。

○藤原次長 じゃ、もう10年ぐらいですけれども、それで年間どのぐらいずつ公証人というのはふえているんですか。それと公募との関係。公募以外で採用される場合もあるんでしょうか。

○大谷室長 公募でしか。

○藤原次長 基本的に公募でしかやらないですか。

○大谷室長 はい。

○藤原次長 そうすると、それで採用して、どのぐらいずつふえているんですか。

○大谷室長 おやめになって、それで募集する必要が生じてというようなことで、ふえているということでもないとは思っておりますけれども。

○藤原次長 公証役場というのは、全国に幾つぐらいあるんですか。

○大谷室長 大体300ぐらい。

○藤原次長 そうすると、大体1役場1人、2人いらっしゃるという感じですか。

○大谷室長 そうですね。500人ですから。

○藤原次長 特区の目的が、御承知のとおり、いわゆるグローバル拠点を形成するという非常に大きな目的が一つあるのですが、まさに外資も含めた開業促進というところが一つ大きな話としてある中で、特区の政策を進める上で開業を支援する、こういった人材というのはできるだけ幅広くいらっしゃって、いろいろな所で手続きができたほうがいいというニーズがあるわけですね。ですから、そういった話でこういうワンストップセンターの議論になってくるわけですけれども、その辺は、まさに今おっしゃっていただいたような民間委託の話でございますとか、管轄を超えた認証であるとか、そういった要望につながるわけですが、これについては、何かお考えはないでしょうか。

○大谷室長 浩みません、先ほど申し上げたとおり、どのような要望があるかと私、存じ上げておりませんので、何も準備しておりませんで。

○藤原次長 大変いろいろな声を聞くものですから、その辺のところはもうお耳に入っているかと思ったのですが、余り聴こえていないのでしょうか。皆さんのほうに直接そういう

う話はないですか。

○大谷室長 特に聞いておりません。

○八田座長 そうすると、今、藤原さんが言われたようなことも、管轄を超えたようなとかいうこともあるのですが、先ほどの民営化にすると、一番の問題は、今までの公証人のお客様が減るかもしれないことです。要するに、ある程度の資格のある人ならば、民間の公証人ができるようになると、それは使い手のほうにとってはサービスがよくなつて、どこでもできるようになるし、ありがたいことですが、既得権を持った人にとつてはちょっと厳しいかなということになります。そこからの政治的な抵抗というのはすごくあるんだろうと思うんですよね。別にそんなことは感じないです。

○大谷室長 我々としても、既得権というよりも、実際に権利義務関係というのを安定的に運用させるために、現在としては一定の資格がある方に公証事務をやってもらっているという考え方ですので、それが既得権だからというよりも、その他の制度があり得るとして、どのようにしたら今の安定的な運用が可能かということが問題なんだろうと思っています。

○八田座長 わかりました。

じゃ、そういう観点から考えていくということになりますかね。

それから、具体的にワンストップサービスのところについては、今のところ、この間のお話では、基本的にはやれるようにしましょうということで、ただし、そのときの、それが最終的な受理にはならないと。受付だというふうにおっしゃったのかな。

○大谷室長 受付といいましても、今、机上配付された5番、6番の部分をワンストップセンターで行うということは対応は可能ではないかというふうに思っておりまして、それまでの事前に相談を、先ほど座長がおっしゃったとおり、事前にファクスなりメールなり電話なりで法令の内容、適合性審査については済んでいると。5番、6番の面前確認部分は公証人がワンストップセンターに行って認証をすると。

○八田座長 公証人がワンストップセンターに行くということですね。

○大谷室長 はい。

○八田座長 あるいは電子的にやることもあり得るということですか。

○大谷室長 もともと電子的に申請はしていただいていて。

○八田座長 なるほど。そして、最終的に公証人がそこに。

○大谷室長 はい。そこで終わるということです。

○八田座長 わかりました。

○藤原次長 電子的に申請をした場合にのみ限った議論になっていますけれども、多分そのまま持っていく人というのもワンストップセンターにいると思うんですが、その人は対象にならないんですか。

○大谷室長 我々が検討しておりましたのは、もともとが電子的に申請がある場合のこととで検討してまいりましたので、そこはまだ。

○藤原次長 電子的申請の場合に限った議論ではないと思いますけれども。

○大谷室長 成長戦略はどちらにございましたか。現時点ではオンラインで電子定款の認証が嘱託された場合に、公証役場のみでなく、ワンストップセンターにおいても面前確認を行うことが可能となるよう検討すると。

○藤原次長 多分そういう場合を超えた議論になってくるのではないかと思います。少なくとも我々がいただいている、提案、要望では随分広がって議論されていますので、政策目的が、別にオンラインのときだけ議論するという話ではなくなっていると思います。

○大谷室長 ただ、突然持ってこられた場合に、結局、ここを直したほうがいいんじゃないですかと。今、1回で全ての手続を終えるということであれば、事前に法令適合性を審査したほうが便利ではないかというお考えだと思っておりましたので、1回で済むためには事前に電子申請していただく必要があるかなと。実際に持ってこられたときに、これではちょっと足りませんねとまた帰つてもらうと、それは余りよくないのかなというふうに思いまして、そこは検討の対象から外しておりましたけれども。

○藤原次長 その議論が済むと、今度、オンラインじゃないときはどうするんだという話に当然なってくるので、当然そういう御要望もあるので、少し広い議論をしていただいたほうがいいと思います。

○八田座長 そうすると、例えば、電子申請を事前にした場合には、ここで公証人が出向いてオーケー。それは1つ解決した。

もう一つ、いきなり持つていって申請するというときには、これは受付ということになるんですか。すなわち、受付兼公証人との面談、そして、事後的にこれは大丈夫でしたよと言うと。

○大谷室長 受付というところまで我々は考えておりません。面前確認と認証を切り出してやるということについてはできるのではないかということでしたので、受付については役場でなくていいのかとか、そういう問題がまた発生するところがございますし、相談はもちろんできると思うんですね。来られたら。

○八田座長 面談をそこで済ませてしまう。一応渡して、面談を済ませて、ちゃんと後でチェックして、大丈夫でしたと。

○藤原次長 相談は外でもできるんですか。

○大谷室長 ここで相談程度、法律相談みたいなものですので、受付をするというのではなくて、公証人の知見に照らして相談をするということ自体はできると思っておりますけれども。それは職務それ自体という感じではございませんので。

○八田座長 その場合には後でもう一回面談しなければいけないんですね。

○大谷室長 受付をした後にということになるんですかね。そこは私ども、まだ検討はしておりません。

○藤原次長 相談をしにワンストップセンターへわざわざ行くんだけれども、今度はまた公証役場に実際に面談しに行かなくちゃいけないということですか。

○大谷室長 済みません、もう一度お願ひします。

○藤原次長 最終受付は、公証役場でしかできないのであれば、そこは最初に相談にワンストップセンターにわざわざ行くんだけれども、今度持っていくときには公証役場に行かなくちゃいけないということですね。

○大谷室長 それは、またワンストップセンター、事前に電子定款。

○藤原次長 事前に電子申請しない場合です。

○大谷室長 そこでもう申請してしまって、ですか。

○藤原次長 そこで認証いただけないんですよね。相談だけできるというから、多分いろいろとそこでほかの年金や登記の手続きをした人たちがそのまま、じゃ、定款もそこでやろうと思って、相談だけするわけですよね。公証人の方に。そこで一回相談はできるわけですね、公証人の方と。だけれども、そこでは最後認証いただけないから、もう一回公証役場に行かなくちゃいけないわけですね。

○大谷室長 そもそも受付をしていないことになると思いますので、郵送なりで申請をしていただく必要が生じてしまうとは思います。

○藤原次長 そうすると、電子申請していない人は2回、要するにワンストップ機能も何もなく、ワンストップセンターにならないですね。

○八田座長 今は、公証人役場に直接行けば、それでいろいろ面談してオーケーが出るわけですね。

○大谷室長 申請で合意をしてですね。役場で。それはそうです。

○八田座長 事前に電子申請しなくても、役場に行けばできるわけですね。

○大谷室長 そうですね。

○八田座長 だから、今回、ワンストップセンターにも、もちろん電子申請を事前にしたら自動的だけれども、本人が出頭した場合も、公証人役場と同じように原則としてはそこで面談も全部やってもらってできると理解しています。ただし、やたらに手間がかかるような場合には、後で申請書を送るよということであってもいいけれども、基本的には今の公証人役場でやっているようなことをワンストップセンターでできるようにしたらどうだろう、そういうことだと思うんですけどもね。

○大谷室長 私ども考えておりましたのは、申請内容として確定していく、何回もワンストップセンターにおいてになるということが御足労だろうと思いまして、事前に相談をしていただいた上で来ていただくという形で考えておりましたので、そのようなお話があるので、また検討はさせていただきますが。

○宇野参事官 ちょっと質問させてください。公証人の審査というのは、その場でやってもらえるものなんですか。公証人役場に行けば。1日で終わる話なんですか。

○大谷室長 全く何も問題がなければ、そうなるかもしれませんね。

○宇野参事官 問題があれば、また後日もう一回来てもらうということ。

○八田座長 今でもそうなんでしょう。だから、それでいいじゃないですか。問題があれば、ワンストップセンターといったって、もう一遍来なさいよと。事前に電子申請したら、

ちゃんとそこで終わりだから、電子申請したほうがいいでしょうと。でも、自分で来た場合には、原則としてはそこでいろいろ見てあげるけれども、問題があつたらもう一遍来てもらうかもしれないよと。そうすればいいじゃないですか。

○大谷室長 結局、役場を設けるわけではないとすると、受付までできるか、他の機関と同じ問題になってくると思いますので、そういう御要望があるということで検討はいたしますけれども。

○宇野参事官 例えば相談を受けて、ファクスで公証人役場に送れば受付になるんですね。現行でも外で相談を受けることはできるんですね。そこでファクスで公証人役場に送れば、今、それを認められているわけですから、受付になるんですね。そこまでいっているんだったら、その場でやればいいという気がするんですが。わざわざファクスで自分の事務所へ送らないと受付にならないというのは、ものすごく変な感じがします。

○大谷室長 そんなお話があったというのを検討させていただきます。

○八田座長 ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

では、よろしいですか。

○藤原次長 そういう意味では幅広い議論になってくると思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。